

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成 22 年 4 月 5 日

支出負担行為担当官

横浜刑務所長 岩 元 繁 久

1 競争入札に付する事項

(1) 工事名

横須賀刑務支所非常用自家発電機設備更新工事

(2) 工事場所

神奈川県横須賀市長瀬 3-12-3 （横須賀刑務支所構内）

(3) 工事内容

横須賀刑務支所の非常用自家発電機設備更新工事。

(4) 工期

平成 22 年 9 月 27 日（月）まで

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び 71 条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第 70 条における特別な理由がある場合に該当する。

- (2) 本件工事の業種区分において、法務省の平成 21・22 年度における電気工事、資格区分 C の一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定をうけていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記 2 (2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

- (4) 本工事に経常建設共同企業体として競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）を提出する場合には、その構成員が単体として申請書及び資料を提出していないこと（事業共同組合についても同様とする。）。

- (5) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成 7 年 1 月 23 日付け法務省営第 191 号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていない

(6) 警察当局から暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、法務省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 神奈川県又はその隣接都県に建設業法の許可（本件工事に対応する建設業種）に基づく本社（本店）、支店又は営業所が存在すること。

(1) 連絡先 〒233-8501 神奈川県横浜市港南区港南 4-2-2  
横浜刑務所総務部用度課営繕係  
電話 045-842-0161 (内線 2309)

平成 22 年 4 月 5 日（月）から平成 22 年 4 月 30 日（金）まで

上記（１）にて交付（行政機関の休日に関する法律（昭和 63 年法律第 91 号）第 1 条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前 9 時から午後 5 時まで。）。

平成22年4月5日（月）から平成22年4月20日（火）まで

別紙申請書に平成 21・22 年度の法務省一般競争（指名競争）参加資格に係る資格決定通知書の写しを添えて、持参又は郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）すること。

イ 場 所 〒233-8501 神奈川県横浜市港南区港南 4-2-2  
横浜刑務所庁舎 3 階会議室

(1) 手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、時間は日本の標準時及び単位は計量法による。

(2) 入札保証金

免除

(3) 契約保証金

納付（保管金の取扱店 日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））。

ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 日本銀行横浜中代理店（横浜銀行本店））又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証証券の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(5) 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の意図の有無

無

(7) 契約書の作成の要否

要

(8) 本件工事に直接関連する他の工事の請負契約を本件工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無

無

(9) 関連情報を入手するための照会窓口

上記 3（1）に同じ

(10) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記 2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記 3（3）により申請書を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。